

埼玉県環境科学国際センター生態園PR動画制作及び情報発信業務委託  
公募型プロポーザルに関する質問に対する回答

令和8年7月3日  
埼玉県環境部環境政策課

No.	質問項目	質問内容	回答
1	プロポーザル実施要領「6 応募資格」について	本件に参加させていただく際には、埼玉県の参加資格の証明書は必要でしょうか？	実施要領6 応募資格（1）～（7）の全てを満たす事業者が応募資格を有しますので、本県の競争入札参加資格は不要です。
2	動画視聴対象	本動画（1）ア（ア）のメインターゲットはどのような層になりますか、例えば小学生ぐらいにお子さんがあるファミリー層などですか？	県としては広く一般の方を対象と考えていますが、仕様書「2 委託業務の目的」を踏まえ、適切なターゲットを検討し、御提案ください。
3	センター所蔵の映像について	生態園の動物や昆虫の映像は、センター所蔵の映像や写真をお借りして使用することは可能ですか？	可能です（仕様書6（3）オ及びカに記載のとおり）。なお、提供できる画像や映像は、主に環境科学国際センターのSNS（主にInstagram）で過去に投稿したものとなります（再編集も可）。
4	県内自然共生サイトについて	（1）イ（ア）の映像について、県内自然共生サイト（15箇所）の主な箇所とは、何箇所ぐらいで具体的にはどちらのサイトになりますか？	15か所のうち、5か所程度を想定しておりますが、各事業者の提案によります。 また、具体的な対象については、仕様書「2 委託業務の目的」と、所有者・管理者の意向を踏まえ、今後、決定する予定です。 なお、自然共生サイト（15箇所）については以下URLをご参照ください。 地域生物多様性増進法に基づく認定一覧表（令和7年度～）に記載の70～79の10か所及び従前制度による認定一覧表（令和5年度～令和6年度）に記載の64～72の白桦5か所です。 <a href="https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/nintei/index.html">https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/nintei/index.html</a>
5	6 応募資格（7）	（7）平成28年4月1日以降公告日までの間に、国又は地方公共団体との業務委託契約により、類似業務（動画制作業務）を受託し、完了した実績を有する者であること。  当社の代表者が大学の実技指導を担当した映像制作授業にて、埼玉県庁と産学協同事業としてYoutube動画の制作した実績や、ボランティアで制作した動画が警察庁にて最優秀賞を受賞した実績は（7）に該当しますでしょうか。その他、撮影技術協力（請負は他社）として環境省のパネルディスカッションのYoutubeライブ配信・ショートドラマの撮影などが実績としてあります。	事業者として国又は地方公共団体と業務委託契約を締結し、完了した実績を有することが必要となります。  （個人の実績については、その方が今回の業務に従事していただく方であれば様式第5号の配置予定者の類似業務履歴に記載いただくことは問題ございません。）
6	業務委託仕様書（3）その他	（ス）委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。  例えば本件の生態系に関する監修や情報発信業務については、外部（研究機関・企業等）にお願いすることもあるかと思いますが、その場合は事前に提案書の「業務実施体制」の中に盛り込んでおく、という認識でよろしいでしょうか。	企画提案書提出の段階では、県において業務体制を把握したいため、監修や情報発信業務を外部に依頼する場合は様式第6号「業務実施体制」に協力会社名、担当範囲を記載してください。ただし、総合的な企画、業務の進行管理など、業務の主たる部分を再委託することはできません。 なお、再委託については契約締結後、別途手続きが必要です。

7	実施要項 「8 プロポーザル募集から受注者決定までの手続き」	県が指定するファイル送受信システムによるデータ提出について、手渡しでの企画書提出やメールでの企画書提出が可能か 使用予定の送受信システムについて情報を頂く事は可能か	実施要綱に記載の方法でのみ提出が可能であり、手渡しでの企画書提出やメールでの企画書提出は原則認められません。 使用予定のファイル送受信システムはSECURE DELIVER（セキュアデリバー）ですが、これにより提出が難しい場合は別途調整させていただきます。 プレゼンテーション用の資料を使用することも認めます。
8	実施要領 「9 審査・選定」	プレゼンテーション時に使用する資料について、事前に提出する企画提案書に基づいた別資料（PowerPoint等による図を用いた表現）を使用しても差し支えないか。また、その資料については事前提出が必要か	ただし、プレゼンテーション用の資料は提出した企画提案書に沿った内容とし、企画提案書に記載のない新たな提案等の提示や、提案等の変更を行うことは認められません。 また、事前提出は不要です。
9	実施要領 「11 契約に係る事項」	(3) 契約保証金の免除方法について、過去貴県での案件対応時の内容として履行保険を使用して免除したが同内容で免除する事は可能か	埼玉県財務規則第81条第2項第1号「契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。」であれば、契約保証金を免除を検討することができますが、詳細は契約先候補者決定後協議の上決定させていただきます。
10	仕様書 「6 委託業務実施に当たっての留意事項」	3) スに関して、再委託が承認される条件について教えて頂く事は可能か。 例：再委託の割合、再委託先の会社規模や実績、再委託内容（映像素材提供のみならOK等）等	以下の内容等から審査します。 ・再委託を行おうとする事務が、受注した事務の全てではないこと。 ・再委託を行おうとする事務が、総合的な企画、業務の進行管理など、業務の主たる事務ではないこと。 ・再委託を行おうとする相手方が、入札参加停止措置を受けていないこと。 ・再委託を行おうとする相手方が、契約書に規定する暴力団に関わる者ではないこと。 なお、再委託については契約締結後、別途手続きが必要です。
11	仕様書 「6 委託業務実施に当たっての留意事項」	貴県が委託を承諾する時期として想定している日時があれば教えて頂きたい。申込書申請前（7/8まで）に承諾を頂く事は可能か。 また、承諾して頂くにあたり必要書類・やり取りについて教えて頂きたい。	再委託の承諾についての御質問として回答します。 契約先候補者と正式に契約締結した後に再委託申請書を御提出いただき、県が審査の上、承諾します。
12	4 情報発信業務について (2) 数値目標等	30万回以上に届かなかった場合は、何かしらのペナルティなどはあるのか？	30万回以上を達成できるように十分にシュミレーションを行った上で情報発信戦略の御提案をお願いいたします。つきましては現時点でペナルティは検討していませんが、情報発信開始後視聴回数報告を行っていただき、30万回以上を達成するよう進捗管理をお願いします。
13	4 情報発信業務について (2) 数値目標等	SNS投稿は埼玉県にて実施するのか（受託者ではない）	県が普及啓発の一環として独自にSNS投稿を行うことはありますが、効果的に啓発できる広報手段としてSNS活用を御提案いただいた場合、SNSによる情報発信業務は原則として受託者が行うことを想定しています。
14	6 委託業務実施に当たっての留意事項 (3) その他 力	提供される素材はどのようなものか具体的にわかれば教えて頂きたい	生態園の画像や映像はNo.3のとおりです。 自然共生サイトについては仕様書6(3)カに記載のとおり、写真を提供します。 自然共生サイト「見える化マップ」に掲載されている写真をはじめ、自然共生サイトの様子・魅力が伝わるような写真を想定しています。なお、必要な写真があれば、サイトの所有者等へ依頼し可能な範囲で調達を行います。  自然共生サイト「見える化マップ」 <a href="https://biodiversitymap.env.go.jp/portal/apps/experiencebuilder/experience/?id=169ea90aa9a643a7b406fd9a57ccb441&amp;page=SC-2004">https://biodiversitymap.env.go.jp/portal/apps/experiencebuilder/experience/?id=169ea90aa9a643a7b406fd9a57ccb441&amp;page=SC-2004</a>

15		一部業務を再委託する場合、複数業者（撮影会社、PR会社等）への再委託は問題がないか	受注した事務の全てを複数に分割した上で、複数の者に再委託させることは認められませんが、一部であれば認める場合があります。ただし、総合的な企画、業務の進行管理など、業務の主たる部分を再委託することはできません。再委託承認の条件はNo.10のとおりです。
16	3PR動画制作業務について	視聴対象想定者は日本国内のみで良いか（動画の多言語化は不要か）	多言語化は不要です。
17	3PR動画制作業務について	契約期間外のため撮影できない生物や風景映像については、埼玉県からの素材提供（映像、静止画など）がある認識で良いか	No.3のとおり
18	3PR動画制作業務について	生態園の敷地内にある、彩かんかんドーム等の施設も撮影対象として問題ないか	彩かんかんドームは環境科学国際センター展示館（彩かんかん）の施設であり、生態園の敷地内にはありません。仕様書では、生態園での撮影を想定していますが、提案内容により彩かんかんドームを撮影することも可能です。
19	3PR動画制作業務について	受託者側で動画の出演者を用意し、出演してもらうことは問題ないか	問題ございません。ただし、仕様書6（2）及び（3）に記載のとおり著作権の扱いや映像の使用期限には御留意ください。
20	3PR動画制作業務について	本事業でイメージしている映像として参考になる動画があれば動画URLを共有いただくことは可能か	参考となる動画は特にございません。仕様書「2 委託業務の目的」を達成するために効果的と考えられる御提案をお願いいたします。
21	3PR動画制作業務について	生態園の職員など、生態園の自然に精通している人員に撮影同行いただくことは可能か	環境科学国際センターと調整していただければ可能です。
22	情報発信業務における広告配信費用等の扱いについて	仕様書「4 情報発信業務について」において、「YouTubeの視聴回数については、全動画の合計で30万回以上とする」とありますが、この30万回以上を達成するために投入する広告配信費用（YouTube広告やその他媒体のメディア出稿費等）は、委託料上限額（9,014,000円）に含めて提案する認識でよろしいでしょうか。あるいは、広告配信費用等の実費は、委託料とは別に埼玉県様側でご負担いただける予算枠があるのかについてご教示ください。	ご認識のとおり、委託料上限額（9,014,000円）に含めて御提案いただきますようお願いいたします。
23	制作する動画のトンマナ（演出の方向性）および参考事例について	本業務で制作する動画について、貴センターが想定されている「理想的な動画のイメージ（演出の雰囲気、テンポ感、実写とアニメーションの比率など）」に最も近い事例はございますでしょうか。 現在、埼玉県公式YouTube『サイタマどうが』様や、環境科学国際センター様独自の動画（『【秋の生態園】どんぐりを探せ！』等）が拝見できますが、今回のPR動画・広告配信において、これら既存の動画のトーンを踏襲すべきか、あるいは全く新しいクリエイティブ（シネマティックな演出、モーショングラフィックスの多用など）を期待されているか、差し支えない範囲でご教示いただけますと幸いです。	No.20のとおり
24	出演者（タレント・声優等）の起用および使用期限について	仕様書6(3)クに「映像の使用期限を定めないこと」とありますが、企画提案において動画のナレーションやレポーター等に著名なタレント、声優、専門家等をキャスティングする場合、所属事務所等との契約の関係上、出演期間（例：公開から1年間・2年間等）に制限が生じる可能性がございます。このような場合、期間の制限がある出演者を起用した提案を行うことは可能でしょうか。あるいは、一律で使用期限が無制限である出演者・素材のみで構成する必要があるかご教示ください。	仕様書6（3）クに記載のとおり、映像の使用期限を定めないことが条件となっています。つきましては、期間の制限がある出演者を起用した提案を行うことは認められません。

25	他社メディア・ブランドとのタイアップや共同制作における著作権の扱いについて	仕様書6(2)イにおいて「成果物等に対する著作権は原則として全て県に帰属する」とありますが、企画提案において、既存の知名度のあるネイチャー系メディアや番組ブランド等とタイアップ（共同制作や素材のライセンス使用、相手方媒体でのクロス配信など）を行う提案は可能でしょうか。その際、相手方のブランドロゴの利用や一部映像素材の著作権について、期間や利用範囲を限定したライセンス契約の形式となる場合、提案として受け付けられるかご教示ください。	原則として仕様書6（3）クに記載のとおり、映像の使用期限を定める御提案は認められません。また、本動画は、普及啓発のため様々な場で使用することから、利用範囲を限定した御提案についても認められません。 ただし、仕様書に定めている業務を実施した上で、付加的に行う御提案であれば受け付けることが可能です。
26	撮影稼働日数について	仕様書6(3)ケにおいて想定される撮影場所や撮影回数があればご教示ください。	撮影場所は生態園及び県内各地（自然共生サイトに認定されている地域）を想定しています。また、撮影回数の想定はございません。
27	動画制作の監修について	仕様書6(3)コにおいて本プロジェクトの専門家による監修役はいらっしゃいますでしょうか。いない場合は提案する事は可能かどうかご教示ください。	監修役の手配は県において行いません。動画の内容により監修役が必要な場合は受託者において御調整をお願いいたします。
28	動画の二次利用について	今回制作する13本の動画について、業務期間終了後も埼玉県様およびCESS様が、他の環境学習イベントや学校配布用のデジタル教材、公式Webサイト等で、無償・無期限に二次利用（動画の切り出しやWeb掲載など）してよいという認識で相違ないでしょうか。	御認識のとおりです。
29	現地での撮影可能時期・時間帯について	動画制作に伴う現地（生態園、試験研究棟等）での実景や生き物、インタビュー等のカメラ撮影について、実施可能な「時期（月）」や「時間帯（平日の開館時間内のみ、あるいは早朝・夜間の撮影可否）」などの制限・条件がございましたらご教示ください。	撮影は契約締結後～納品までの期間行っただけですが、生態園の撮影における具体的な日時 は環境科学国際センターと調整を行っていただきます。
30	既存素材・アーカイブの提供可否について	公式紹介映像に使用されている「実験機器のクローズアップ映像」や、過去に研究員の方々が撮影された「希少な動植物の静止画写真・アーカイブデータ」等について、当選後に制作素材として借用（再編集での活用）することは可能でしょうか。	「実験機器のクローズアップ映像」が必要な場合、公式紹介動画の映像が古いため、環境科学国際センターと日程調整を行い、新規に撮影を行ってください。「希少な動植物の静止画写真・アーカイブデータ」については、No.3のとおりです。
31	目標再生数のカウント基準について	仕様書にございます「のべ30万回以上の再生数」について、これはYouTube単体での数字でしょうか。あるいは、ターゲット（親子層・企業層）に合わせて効果的な他のSNS媒体（InstagramやFacebook等）の動画再生数も合算可能でしょうか。また、再生のカウント基準（〇秒以上の視聴など）があれば合わせてご教示ください。	仕様書4（2）に記載のとおり、YouTube単体で30万回以上を数値目標としています。その他の情報発信媒体については、適宜、目標値を設定してください。また、再生のカウント基準は、YouTubeが定める方法によります。
32	県内自然共生サイト	埼玉県内の自然共生サイト15か所程度あるとのことですが、具体的な名前と、主だったものを教えてください。	No.4のとおり
33	企画提案書	補足の資料を添付してもよろしいでしょうか。	指定の提出書類に付随するものであれば可能です。
34	書類の送付	法人概要のパンフレット/法人の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書/納税証明書/貸借対照表及び損益計算書 は、書類として別途、郵送した方がいでしょうか。スキャンしたデータのメール送付でもよいでしょうか。	スキャンしたデータで御提出ください。

35	委託業務の目的	県内の生物多様性の保全に取り組んでいる活動の一覧をいただくことは可能でしょうか？	<p>・県内で生物多様性の保全に取り組んでいる団体の取組一覧 →以下のとおりです。</p> <p><a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/b0508/saitamakennoyouseiseibutu/dantaitouroku-shoukai.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/b0508/saitamakennoyouseiseibutu/dantaitouroku-shoukai.html</a></p> <p>・県が実施する生物多様性の保全に係る取組一覧 →「埼玉県生物多様性保全戦略」第4章をご覧ください。</p> <p><a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/seibututayousei/kensenryaku2024-2031.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/seibututayousei/kensenryaku2024-2031.html</a></p>
36	委託業務の目的	県内の自然共生サイトの登録一覧をいただくことは可能でしょうか？	<p>自然共生サイト（15箇所）については以下URLをご参照ください。</p> <p>地域生物多様性増進法に基づく認定一覧表（令和7年度～）に記載の70～79の10か所及び従前制度による認定一覧表（令和5年度～令和6年度）に記載の64～72の白桦5か所です。</p> <p><a href="https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/nintei/index.html">https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/nintei/index.html</a></p>
37	制作動画の様式について（「05_仕様書案」ご記載の内容）	<p>①「一般の方向け」と「団体・企業向け」で制作方針が分かれています。それぞれ別内容の動画を制作する認識でよろしいでしょうか。（横向き・縦向きの動画につきましても、それぞれ内容自体が異なる想定でしょうか）</p> <p>②コンセプトごとに複数の尺で制作する旨の記載がございますが、それぞれ尺ごとに内容も変わる想定でしょうか。それとも、同一内容を尺違いで編集するイメージでしょうか。</p> <p>※最終的に、内容が異なる動画を何種類制作する想定か、ご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>①仕様書3（1）に記載のとおり、「一般の方向け」と「団体・企業向け」でそれぞれ目的が異なりますので、別内容になると考えています。</p> <p>①②横向き・縦向きの動画、また尺ごとの動画の内容は、御提案によると考えます。動画の特性に応じて変えていただいても同一内容としていただいても問題ございません。</p> <p>以上を踏まえ、最終的に作成いただく動画の種類は御提案により異なります。</p>
38	対象施設の展望	埼玉県環境科学国際センター生態園様におきまして、今年度中に開催予定の新規イベントや、新たに公開・整備予定の施設などはございますでしょうか。	<p>生態園において今年度新たに公開・整備予定の施設はございません。今年度中に開催予定のイベントについては以下のとおりです。</p> <p>・2026年11月14日自然観察会開催予定 (参考URL) <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/cess/event/2025kenminnohi/20251114kansatsu.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/cess/event/2025kenminnohi/20251114kansatsu.html</a></p> <p>・2026年12月～1月頃バードウォッチング開催予定 (参考URL) <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/cess/event/20260222-event.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/cess/event/20260222-event.html</a></p>
39	職員様のご協力可否	仮に施設紹介の動画を撮影する際に、実際の職員の皆様にご出演いただくことは可能でしょうか。	<p>生態園についてはNo.21のとおりです。</p> <p>県内の自然共生サイトについては仕様書6（3）コにより、必要な場合は受託者においてご調整ください。</p>
40	県内自然共生サイトの具体例	制作内容に「県内自然共生サイト（15か所程度）のうち主な箇所を紹介する」とございますが、「主な箇所」として現時点で想定されている自然共生サイトがございましたら、ご教示いただけますでしょうか。	No.4のとおり
41	プレゼンテーション方式	プレゼンテーション審査当日に、PCやプロジェクター、モニター等を使用してスライドを投影することは可能でしょうか。	可能です。PCはお持ちいただく形となります。

42	担当者に求められる資格	配置予定者の保有資格について証明書の提出が求められておりますが、本業務を受託するにあたり、最低限必須となる資格や、審査において特に評価の対象となる資格・実績等の条件は設定されておりますでしょうか。	最低限必須となる資格や、審査において特に評価の対象となる資格・実績等の条件は設定していません。実施要領9(3)審査項目等のうち、「③業務責任者を含めた配置予定者が必要な知識や技術、同種業務の実績・経験を有しているか」という観点で評価します。
43	協力会社との実施体制の扱い	本業務について、代表事業者が応募し、協力会社と連携して業務を実施する体制は可能でしょうか。 可能な場合、企画提案書に協力会社名、担当範囲、実績を記載し、契約候補者決定後に県の承諾を得る形で差し支えないでしょうか。	再委託を承諾する条件についてはNo.10のとおりです。 このうえで、契約締結後に審査の上承諾します。 提出書類としてはNo.6のとおり御対応ください。
44	広告配信費・媒体費の見積上の扱い	情報発信業務における広告配信費用が発生する場合、参考見積書では、動画制作費と広告配信・情報発信費を分けて記載する必要がありますでしょうか。	分けて記載をお願いいたします。
45	撮影対象・撮影回数	生態園について、特に撮影を希望する生物・植生・季節景観などはございますでしょうか。また、県として想定している撮影時期・撮影回数があればご教示ください。	想定しているものはございません。 回数等はNo.26のとおり。
46	数値目標等	「YouTubeの視聴回数について、全動画の合計で30万回以上」とありますが、この視聴回数には、YouTube Shortsとしての再生、外部サイトの埋め込みプレーヤーでの再生、およびスキップ可能なインストリーム広告経由の視聴を含む、「サイタマどうが」チャンネル上の公開視聴回数の合計、という理解でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
47	視聴回数の集計対象	視聴回数の集計対象は、埼玉県公式チャンネル「サイタマどうが」に公開された動画に限られますか。また、受託者や関係団体が運用する他のチャンネルにも併せて掲載した場合、その再生回数の取扱い（KPIへの算入可否）についてもご教示ください。	埼玉県公式チャンネル「サイタマどうが」に公開された動画に限られます。 その他のチャンネルでの掲載については、適宜、目標値を設定してください。
48	情報発信業務／広告配信の実務	情報発信戦略の一環としてYouTube広告の配信を想定しています。動画は県がチャンネルに公開されるとのことで、当該動画を受託者のGoogle広告アカウントに紐付け、受託者が広告配信を行うことは可能でしょうか。可能でない場合、広告出稿の実務（広告アカウント・入稿・運用）は県と受託者のいずれが担う想定でしょうか。	可能です。
49	情報発信業務／運用作業の分担	仕様書4(1)に「動画は県により『サイタマどうが』に公開する」とありますが、情報発信業務では、これに加えてShorts動画を多数（数十本規模）継続投稿することや、概要欄・リンク・サムネイル・終了画面・カード等を継続的に設定・最適化することを想定しています。これらの運用作業について、県が一括して行うのか、または受託者に編集権限等を付与いただき受託者が実施できるのか、作業分担をご教示ください。県が一括して行う場合、投稿点数や更新頻度に上限はありますか。	「サイタマどうが」は県で管理しているアカウントになるため、権限付与はできません。 可能な範囲で対応しますが、詳細は委託先候補者決定後、協議により決定します。
50	情報発信業務／既存動画の活用	本業務で制作する動画への誘導のため、「サイタマどうが」チャンネルの既存動画の終了画面およびカードに、本動画への導線を設定することは可能でしょうか。	既存の動画に設定することはできません。
51	納期限・実施期限	制作物の納期限は令和8年12月18日とされていますが、完成した動画から順次（納期限より前に）納品し、情報発信（配信）を先行して開始することは可能でしょうか。	県に提出したスケジュール表に基づき、納品が完了した動画から順次情報発信を開始して構いません。
52	情報発信業務／教育機関での活用	「県民の生物多様性への理解促進」の観点から、県内の学校や教育委員会と連携し、授業等で本動画を活用いただくことについて、県のご協力（関係先へのご案内等）を得ることは可能でしょうか。	県の教育委員会等と調整させていただきます。

53	情報発信業務／県の他媒体での拡散	情報発信にあたり、県公式SNS（LINE、X等）や県の広報媒体での周知・拡散について、県のご協力をいただくことは可能でしょうか。	No.13のとおり
54	監修・校正プロセス	shorts等を多数制作・配信する場合、絵コンテの事前監修（6（3）ウ）および校正（各動画3回以内）について、あらかじめ県の承認を得た構成・素材から切り出した分は、簡略化したプロセスとすることは可能でしょうか。	shorts等の配信についてはNo.49のとおりです。 あらかじめ県の承認を得た構成・素材から切り出したものについては、内容により事前監修・校正の簡略化を検討します。
55	視聴対象について	各動画それぞれの視聴対象について、どのように想定されていますでしょうか。	No.2のとおり
56	多言語対応について	英語字幕等の多言語は不要と考えて良いでしょうか。	No.16のとおり
57	既存媒体について	埼玉県の既存のSNSとして使える媒体があれば教えていただけますか。	No.13のとおり
58	仕様書3（1）ア及びイ 動画の内容について	「5分・1分・15秒」「縦横」の動画は、それぞれ独立した編集を想定していますか。それとも例えば、5分版から尺変更・リサイズした派生版の想定でしょうか。	No.37のとおり
59	仕様書3（2）エ 県内自然共生サイトについて	「県内自然共生サイト15か所程度」のうち、実際に撮影が必要なのは何か所程度を想定していますか。また、特に紹介をしたい自然共生サイトはありますか。	No.4のとおり
60	仕様書3（1）及び（2） 生物の撮影について	希少種や季節限定の動植物について、撮影対象として必須となる種はありますか。	No.45のとおり
61	仕様書3（1）及び（2） 撮影時期について	生態園で撮影すべき季節（春・夏・秋など）の指定又は期待する季節はありますか。	No.45のとおり
62	仕様書3（1）及び（2） ナレーションについて	ナレーションは必須でしょうか。	必須ではございません。
63	仕様書3（1）及び（2） 字幕について	多言語字幕は必要でしょうか。	No.16のとおり